議案第49号 三田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

生 涯 学 習 課

三田市中央公民館において、当該施設の目的外使用について、当該使用料を行政財産 使用料条例の規定に基づき徴収するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 当該施設の目的外使用については、公民館条例にて規定しているが、当該使用料については、行政財産使用料条例の規定に基づき徴収するため、当該条例の目的外使用の規定を削除するもの。

施設の目的外の使用料は通常「行政財産使用料条例」に基づいて徴収しているので、 公民館においても同様にすることとするものです。

【関係法令】 地方自治法第225条(使用料)

地方自治法第228条第1項(分担金等に関する規制及び罰則) 地方自治法第238条の4第7項(行政財産の管理及び処分) 地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)

【改正内容】 ●条例の委任に基づき規則において規定していた目的外使用に係る使用料を、行政財産使用料条例を徴収根拠として徴収することに伴う規定の整備(第14条、別表第2関係)

【削除する規定】

第14条(喫茶室、ちゅう房等の目的外使用)、第15条(保証金)及び別表第2(喫茶室・ちゅう房等の目的外使用料の表)

【施行期日】 平成23年4月1日

【予算措置】 特になし

【その他】 当該条例の一部改正に伴い、当該条例の施行規則についても所要の改正措置を講じる予定